

社会福祉法人多治見市社会福祉協議会個人情報保護規程

平成 16 年 8 月 26 日規程第 16 号

全部改正 平成 29 年 11 月 28 日規程第 5 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 個人情報の取得及び制限（第 4 条—第 7 条）
- 第 3 章 個人データの安全・適正な管理（第 8 条—第 12 条）
- 第 4 章 個人データの第三者提供の制限（第 13 条—第 15 条）
- 第 5 章 本人関与のしくみ（第 16 条—第 28 条）
- 第 6 章 苦情の手続き等（第 29 条—第 31 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人多治見市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、電磁的記録に記載若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - イ 個人識別符号が含まれるもの
- （2）個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。
 - ア 特定の個人の身体の特徴（DNA、容貌、声帯、指紋等）を電子計算機の用に供するために変換した符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - イ 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用若しくは商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカード等の書類に記載された番号その他の

符号であって、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号、被保険者証番号等）

- (3) 要配慮個人情報 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要する個人情報であって、次のいずれかの記述等が含まれているものをいう。
- ア 本人の人種、信条又は社会的身分
 - イ 病歴
 - ウ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること
 - エ 本人に対して医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
 - オ 犯罪の経歴又は犯罪により害を被った事実
 - カ 本人を被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続きが行われたこと
 - キ 本人を罪を犯した少年又はその疑いのある少年として、少年の保護事件に関する手続きが行われたこと
- (4) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。
- ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (6) 保有個人データ 本会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止並びに第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、当該データの存否が明らかになることにより、本人及び第三者の生命、身体又は財産が侵害されるおそれのあるもの等を除く。
- (7) 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- (8) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (9) 本会の職員 本会の業務に従事するすべての者をいい、派遣職員、臨時職員等を含む。
- (10) 本会文書 本会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びにフィルム、磁気テープ等から出力され又は採録されたもので、決裁、供覧等の手続きが終了し、本会において管理しているものをいう。
- (11) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

(12) 本人 個人情報から識別できる特定の個人をいう。

(本会の責務)

第3条 本会は、個人の権利利益を保護するために、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 本会の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第2章 個人情報の取得及び制限

(利用目的の特定)

第4条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 本会は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令等（法律、法律に基づく命令（告示を含む）及び条例をいう。以下同じ）の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(取得の制限)

第6条 本会は、個人情報を取得するときは、その事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 個人情報は、原則として本人から取得しなければならない。ただし、本人の同意がある場合や、次項の各号に該当する場合はこの限りでない。

3 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、出版、報道等により公開されているとき。
- (6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得するとき。
- (7) 第13条の規定により、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。
(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第3章 個人データの安全・適正な管理

(業務の届出等)

第8条 本会は、個人情報の収集等に係る業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、個人情報取扱業務届出書（様式第1号）を会長に届出し、一般の閲覧に供しなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 本会は、電子計算組織を利用して個人の情報を処理しようとするときは、本会以外のものの電子計算組織と通信回線等による結合をしてはならない。ただし、本会が職務遂行上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(適正な維持管理)

第10条 本会は、個人情報の収集等をするときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 不必要となった個人情報を破棄し、又は消去すること。

2 本会は、前項の規定による事務を処理させるために、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(外部委託に関する措置)

第11条 本会は、個人データに係る業務を外部に委託するときは、個人データの適正な管理について必要な事項を講じさせなければならない。

(受託者の責務)

第12条 本会から個人データに係る業務を受託したものは、受託した業務の範囲内で、個人データの適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託した業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

第4章 個人データの第三者提供の制限

(第三者提供の制限)

第13条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令等に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取り扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 本会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(第三者提供をする際の記録の作成等)

第14条 本会は、個人データを第三者に提供したときは、次の各号の記録を作成するものとする。ただし、前条第1項各号の規定により本人の同意を得ずに第三者に個人情報提供を行った場合は、次の第2号から第5号の記録を作成するものとする。

(1) 本人の同意を得ている旨

(2) 当該個人データを提供した年月日

(3) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

(4) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(5) 当該個人データの項目

(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第15条 本会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、第13条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 本会は、前項による確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成するものとする。

(1) 個人データの提供を受けた年月日

(2) 前項各号に掲げる事項

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

第5章 本人関与のしくみ

(保有個人データに関する事項の公表等)

第16条 本会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態

に置き、又は本人から照会を受けたときに遅滞なく回答するものとする。

- (1) 本会の名称
 - (2) すべての保有個人データの利用目的（本人への通知又は公表により第三者の権利、利益が侵害されるおそれがある等特別の事由がある場合は除く。）
 - (3) 保有個人データの取り扱いに関する苦情の申し出先
- 2 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - (2) 本人への通知又は公表により第三者の権利、利益が侵害されるおそれがある等特別の事由がある場合
- 3 本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
(保有個人データの開示の請求等)
- 第17条 本人は、本会对し、当該本人に係る保有個人データの開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求することができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。
 - 3 本会は、保有個人データを開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - (1) 法令の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき。
 - (2) 個人の評価、診断、判定、相談、選考、試験等に関する保有個人データであって、本人に開示することにより、当該評価、診断、判定、相談、選考、試験等に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。
 - (3) 調査、交渉、争訟等に関する情報であって、本人に開示することにより、本会の公正かつ適正な事務執行に支障が生じるおそれがあると認められるとき。
 - (4) 本人に開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - 4 本会は、開示請求に係る保有個人データに前項各号のいずれかに該当する個人情報が含まれている部分がある場合において、当該部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いて保有個人データを開示しなければならない。
 - 5 本会は、第3項各号のいずれかに該当する保有個人データであっても、期間の経過により当該保有個人データを開示しないことができる理由がなくなったときは、当該保有個人データを開示しなければならない。
 - 6 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人データが存在しているか否かを答える

だけで、非開示情報を開示することとなるときは、本会は、当該保有個人データの存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

(開示の請求方法)

第 18 条 開示請求をしようとする者は、保有個人データ開示請求書（様式第 2 号）（以下「開示請求書」という。）に必要事項を記載の上、本会に提出しなければならない。

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人データの本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類を本会に提出し、又は提示しなければならない。

3 本会は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該開示請求書を提出した者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、本会は請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めるものとする。

(開示等の申出に対する決定等)

第 19 条 本会は、開示請求書の提出があったときは、当該開示請求書を受理した日から起算して 15 日以内に、開示請求に係る保有個人データを開示するかどうかの決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

2 本会は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに書面により通知しなければならない。ただし、当該開示請求書の提出があった日に、開示請求に係る保有個人データの全部を開示する旨の決定をし、当該保有個人データを開示するときは、この限りではない。

3 前項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

(1) 保有個人データの開示等をする旨を決定したとき 保有個人データ開示決定通知書（様式第 3 号）

(2) 保有個人データの一部を開示する旨を決定したとき 保有個人データ部分開示決定通知書（様式第 4 号）

(3) 保有個人データを開示しない旨の決定をしたとき 保有個人データ非開示決定通知書（様式第 5 号）

4 第 2 項の場合において、本会は、開示請求に係る保有個人データの全部又は一部について保有個人データの開示をしない旨を決定したときは、前項第 2 号又は同項第 3 号の書面にその理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該保有個人データが期間の経過により開示することができ、かつ、その時期を明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。

5 本会は、やむを得ない理由により、第 1 項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を 30 日に限り延長することができる。この場合において、本会は速やかに、請求者に対し、当該延長の理由及び決定できる時期を保有個人データ開示等決定期間延長通知書（様式第 6 号）により通知しなければならない。

6 本会は、開示請求にかかる保有個人データが著しく大量であるため、開示請求があった日から 45 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人データのうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人データについては相当の期間内に開示決定等をするに足りるものとする。この場合において、本会は、第 1 項に規定する期間内に保有個人データ開示決定等期間特例延長通知書（様式第 7 号）により次に掲げる事項を開示請求書の提出者に通知しなければならない。

（1）本項を適用する旨及びその理由

（2）残りの個人情報について開示決定等をする期限

7 本会は、開示決定等を行うに当たって、開示請求に係る保有個人データに本会及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合には、第三者の意見を聴くことができる。

8 本会は、前項の規定により意見を聴かれた第三者が当該情報の開示に反対の意見を表示した場合において、第 1 項の規定により保有個人データを開示する旨の決定（保有個人データの一部を開示する旨の決定を含む。）をしたときは、当該第三者に関する保有個人データが含まれている部分を開示しないこととするときを除き、当該保有個人データを開示する日の 15 日前までに、開示決定をした旨（当該第三者に関する部分に限る。）及びその理由並びに開示を実施する日を当該反対の意思を表示した第三者に通知しなければならない。

（開示等の実施及び方法）

第 20 条 本会は、前条第 1 項の規定により保有個人データを開示する旨を決定したときは、速やかに、請求者に対し、当該保有個人データを開示しなければならない。

2 保有個人データの開示は、本会文書を閲覧に供し、又はその写しを交付する方法により行うものとする。

3 本会は、本会文書を直接開示することにより、当該本会文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該本会文書の写しを閲覧に供することができる。

（費用負担）

第 21 条 この規程による保有個人データの開示等に係る費用は無料とする。ただし、本会は文書の写しの交付に要する実費について、請求者に負担を求めることができる。

（訂正請求）

第 22 条 本人は、当該本人が識別される保有個人データの記録について事実の誤りがあると認めるときは、本会に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

（訂正請求の方法）

第 23 条 訂正請求をしようとする者は、保有個人データ訂正請求書（様式第 8 号）（以下

「訂正請求書」という。)に必要事項を記載の上、本会に提出しなければならない。

2 訂正請求をしようとする者は、本会に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証するものを提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求に準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第24条 本会は、訂正請求書の提出があったときは、必要な調査を行い、当該訂正請求書が提出された日から起算して30日以内に、訂正請求に係る保有個人データの全部又は一部の訂正をするかどうかの決定(以下「訂正決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 本会は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに書面により通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

(1) 保有個人データを訂正する旨を決定したとき 保有個人データ訂正決定通知書(様式第9号)

(2) 保有個人データの一部を訂正する旨を決定したとき 保有個人データ部分訂正決定通知書(様式第10号)

(3) 保有個人データを訂正しない旨を決定したとき 保有個人データ非訂正決定通知書(様式第11号)

4 本会は、訂正請求に係る保有個人データの訂正をしない旨の決定(保有個人データの一部を訂正しない旨の決定を含む。)をしたときは、前項第2号又は同第3号の書面にその理由を記載しなければならない。

5 第15条第5項及び第6項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。この場合において、第15条第5項中「保有個人データ開示決定期間延長通知書(様式第6号)」とあるのは「保有個人データ訂正決定等期間延長通知書(様式第12号)」と同条第6項中「45日」とあるのは「60日」と、「保有個人データ開示決定等期間特例延長通知書(様式第7号)」とあるのは「保有個人データ訂正決定等期間特例延長通知書(様式第13号)」と読み替えるものとする。

(訂正の実施)

第25条 本会は、前条第1項の規定により保有個人データの全部又は一部の訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該決定に係る保有個人データの訂正をしなければならない。

(利用停止等)

第26条 本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に違反して取り扱われているとき又は第6条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去を保有個人データ利用停止・消去請求

書（様式第 14 号）により請求することができる。

- 2 本会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用の停止又は消去を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用の停止又は消去に多額の費用を要する場合その他の利用の停止又は消去を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、本会对し、当該本人が識別される保有個人データが第 12 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を保有個人データ第三者提供停止請求書（様式第 15 号）により請求することができる。
- 4 本会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本会は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの全部もしくは一部について利用の停止又は消去を行ったときもしくは利用の停止又は消去を行わない旨の決定をしたとき、又は第 3 項の規定による請求に係る保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止したときもしくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 6 前項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知により行うものとする。

（1）保有個人データの利用停止、消去又は第三者提供の停止（以下「利用停止等」という。）をする旨を決定したとき 保有個人データ利用停止等決定通知書（様式第 16 号）

（2）保有個人データの一部の利用停止等を決定したとき 保有個人データ部分利用停止等決定通知書（様式第 17 号）

（3）保有個人データの利用停止等しない旨の決定をしたとき 保有個人データ非利用停止等決定通知書（様式第 18 号）

（異議の申出）

第 27 条 開示決定等又は訂正決定等に異議がある者は、当該開示決定等又は訂正決定等を知った日の翌日から 60 日以内に異議申出書（様式第 19 号）により本会对して異議の申出をすることができる。

（異議の申出があった場合の処理）

第 28 条 会長は、異議申出書を受理したときは、遅滞なく、別に定める第三者委員の意見を求めるものとする。

- 2 本会は、前項の第三者委員の意見を受けたときは、これを尊重して、速やかに、異議

の申出に対する決定を行い、異議の申出をした者に異議申出回答書（様式第 20 号）により通知しなければならない。

第 6 章 苦情の手続き等

（苦情の処理）

第 29 条 本会は、本会が行う保有個人データの取り扱いに関する苦情の申出があったときは、迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

（他制度等との調整）

第 30 条 この規程は、法令等の定めるところにより保有個人データの開示等を申出することができる場合については、適用しない。

2 この規程は、前項に規定するもののほか、図書館等の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している図書等については適用しない。

（委任）

第 31 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則（平成 16 年 8 月 26 日規程第 16 号）

1 この規程は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行の際現に本会が行っている個人情報の収集及び電子計算組織による個人情報の処理は、この規程の規定により行なった個人情報の収集等及び電子計算組織による個人情報の処理とみなす。

附 則（平成 29 年 11 月 28 日規程第 5 号）

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。